

建設業法令遵守について



国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課

令和3年12月

目次

1. 建設業法令遵守ガイドライン (P.2 ~P.26)
2. 法令遵守ガイドラインの改訂 (P.27~P.37)
3. その他 (P.38~P.42)

1. 建設業法令遵守ガイドライン

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等 (建設業法第20条第3項、第20条の2)
2. 書面による契約締結 (1) 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)
(2) 追加工事等に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 工期 (1) 著しく短い工期 (建設業法第19条の5)
(2) 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
(3) 工期変更に伴う増加費用 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
4. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
5. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
6. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
7. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
8. 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)
9. 下請代金の支払 (1) 支払保留・支払遅延 (建設業法第24条の3、第24条の6)
(2) 支払手段 (建設業法第24条の3第2項)
10. 長期手形 (建設業法第24条の6第3項)
11. 不利益取扱いの禁止 (建設業法第24条の5)
12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 (建設業法第40条の3)

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 13-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 13-2 社会保険・労働保険について (社会保険への加入)
- 13-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化)

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

請負金額の算定

適正な見積りを実施
することが重要

工事費の内訳が明らかにされた見積り

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費など

トラブル防止

適正な請負価額の設定

ダンピング防止

注文者の保護

下請業者の保護

技能労働者への適切な
賃金水準の確保

担い手の確保

I-1 見積条件の提示

見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません

工事内容のほか、契約約款
や支払条件等も含めて提示

あの工事、
いつもの通りで
見積ってくれ。

いつもの通りと
言われても…
責任施工範囲は？
支払条件は？
工期は？


下請負人

元請負人

建設業法 第20条第3項

I-2 工程の細目ごとに見積り

工程の細目を明らかにし、建設工事の見積もりを行うよう努めなければなりません

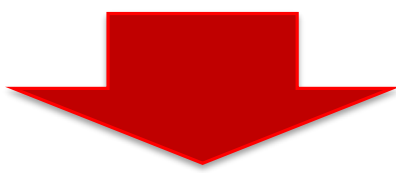


工事の工程ごとの作業と日数を

下請負人

下請負人が明らかにする内容として

建設工事の見積内容に
「工事の工程ごとの作業及び
その準備に必要な日数」が追加。



元請負人は、下請契約の締結に際して、
その見積内容を考慮

建設業法 第20条第1項

I-3

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報提供

注文者が事前に知り得た工期や請負代金額に影響を及ぼす事象については、
契約締結前までに情報の提供しなければなりません



建設業法 第20条の2

I-4

適正な見積期間の設定

下請負人が見積もりを行うに足りる期間を設けなければなりません

見積を
3日以内に
持ってきてくれ。

この工事だと
3000万円くらいの
規模になりそうです。
3日では……

下請工事発注予定額に応じた
必要見積期間

- ① 500万円未満 中1日
- ② 5,000万円未満 中10日
- ③ 5,000万円以上 中15日以上

※ ②③の場合で、やむを得ない場合
には短縮可能

元請負人

下請負人

建設業法 第20条第3項

建設業法施行令

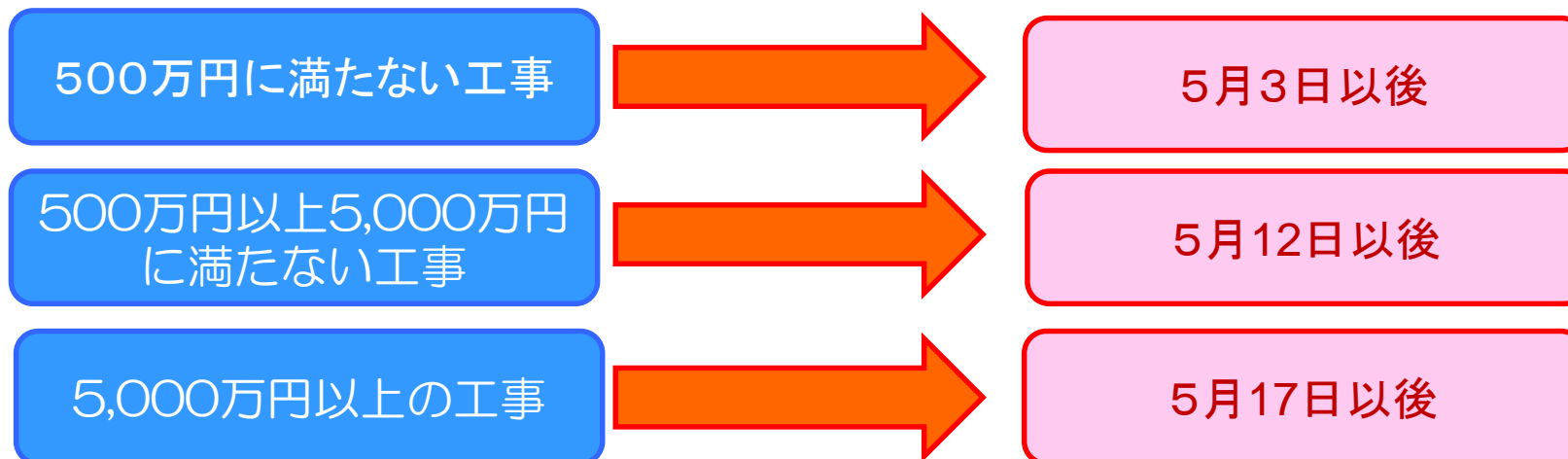
(建設工事の見積期間)

第六条 法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。
ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

- 1 工事1件の予定価格が500万円に満たない工事については、中1日以上
- 2 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、中10日以上
- 3 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、中15日以上

例えば、5月1日に見積りを依頼した場合

工事1件の予定価格



「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

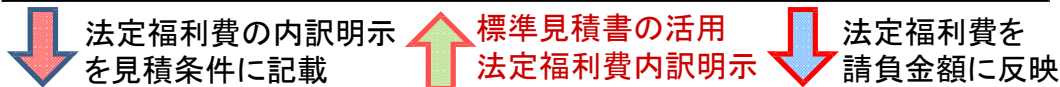
[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業



下請企業

↓ 必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPIにも掲載)

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 (消費税込)

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費(法定福利費を除く)				C
小計				D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	1.050% p	E=...B × p	I
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F=...B × q	
介護保険料(※2)	B	0.450% r	G=...B × r	
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	8.887% s	H=...B × s	
合計	B	15.372% t	I=...B × t	

※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合

※2 介護保険加入割合を52.4%(協会けんぽH24事業年齢以上)と仮定

小計				J=D+I
消費税等				K=J × 5%
合計				L=J+K

法定福利費の適正な確保に向けて

○社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法 第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。

○建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。（建設業法第20条第1項）

○元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要。元請負人は、下請負人に専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう見積条件に加える。

○法定福利費相当額を含んだ見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて、請負金額に適切に反映することも必要。

下請負人から法定福利費相当額が明示された見積書が提出されてたにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費や材料費、労務費、その他経費など、他の費用減額調整を行うなどして、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

Ⅱ-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



建設業法 第18条、第19条

Ⅱ-2 契約書に記載すべき事項①

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（15項目）を記載することが必要です



建設業法 第19条第1項

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**15項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

- | | |
|--|--|
| ① 工事内容 | ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ② 請負代金の額 | ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 | ⑬ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑮ 契約に関する紛争の解決方法 |
| ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | |

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。

- ① 分別解体の方法 ② 解体工事に要する費用 ③ 再資源化するための施設の名称及び所在地 ④ 再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- | | | |
|---|--------|----------|
| ① | 請負契約書 | |
| ② | 注文書・請書 | + 基本契約書 |
| ③ | 注文書・請書 | + 基本契約約款 |

Ⅱ-2 追加・変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です



建設業法 第19条第2項

Ⅲ

著しく短い工期の禁止

注文者は、その注文した建設工事を施工するために、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません



※「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

建設業法 第19条の5

IV

不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



直接工事費のほか、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

建設業法 第19条の3

V

不当な使用資材等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



建設業法 第19条の4

VI

やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請下請間で十分な協議を行う必要があります



Ⅶ 赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

今月現場で
かかった諸費用は、
支払いから差し引かせて
もらいましたよ。

妥当性、
透明性の
確保を！

元請負人



そんな—
現場の諸経費を
引かれるなんて
一言も聞いてないし、
廃棄物なんか全然
出していないのに！

事前協議・合意
の書面化を！

下請負人

建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項

VIII 下請代金の支払い

- 注文者から代金の支払いを受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があってから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません



建設業法 第24条の3、第24条の6

Ⅸ

下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払

下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません

現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれます。

現金でお支払い
します



元請負人

従業員の給料支払いも
あるので、
助かります



下請負人

建設業法 第24条の3第2項

X

割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



建設業法 第24条の6第3項

XI

不利益取扱いの禁止

元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはなりません

通報したから
取引は停止だ

元請負人

元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）
- ・ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・ 下請代金の期間内の支払い義務（第24条の3第1項）
- ・ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第24条の4）
- ・ 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第24条の6第3項、第4項）

建設業法 第24条の5

XII

帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



保存期間 5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

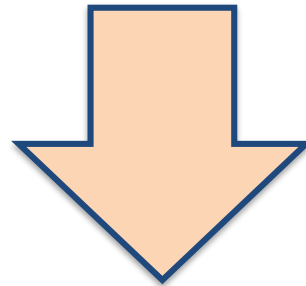
※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について10年の保存を義務付け

- ・完成図書
- ・発注者との打合記録
- ・施工体系図

建設業法 第40条の3

- 監理技術者・主任技術者・営業所専任技術者の不適正配置
- 一括下請負
- 施工体制台帳、体系図の未整備
- 経営事項審査の虚偽申請

等



各許可行政庁の定める監督処分基準に該当し、**営業停止等の不利益処分に該当する違反もあります**。関連規定を遵守した取り扱いをしましょう。

2. 法令遵守ガイドラインの改訂

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R2.9)について(1/5)

○背景

長時間労働を是正するために工期の適正化を促すなど、建設業における働き方改革を促進し、現在及び将来における担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）が、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部を除き令和2年10月1日に施行される。これに伴い、**元請負人と下請負人との関係に関する部分について、建設業法令遵守ガイドラインを改訂するもの。**

○改訂の概要

1. 見積条件の提示等（改正法第20条の2関係）

【改正法第20条の2】

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象（※）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

（※）国土交通省令で定める事象は、以下の事象とする。

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

【法改正の背景】

軟弱地盤の沈下などの施工前に想定しうるリスクが、工事施工後に、実際に発生した場合でも、相対的に有利な立場にある注文者側が工期の延長や請負代金の増額に応じないなど、建設業者側がしわ寄せを被ることとなることから、工期や請負代金額の初期設定又は契約後変更が適切に行われるよう、**契約を締結する以前に、工期や請負代金額に影響を及ぼす事象に関して注文者が事前に知り得た情報の提供を義務付ける仕組み**を構築したものの。

【改訂内容】

下請契約においても、同条の適用があるため、見積条件の提示等に関する行為事例及び記述を改訂した。

【建設業法上違反となる行為事例】

- **元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合（新設）**

○改訂の概要

2. 書面による契約締結（改正法第19条第1項関係）**【改正法第19条第1項第4号】**

工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の請負契約の締結に際して、休日が適切に確保されていることが必要となるが、現状としては、注文者側から工期の厳守を求められること等により、他産業並みの週休二日が十分に確保できていないケースが多く見受けられるため、**請負契約の締結に際して、工事を施工しない日又は時間帯の定めをした場合に、その内容を契約当事者間の遵守事項とすることにより、建設業就業者の休日の確保を図ったもの。**

【改訂内容】

請負契約の当事者が契約の締結に際して書面に記載すべき事項として、**第4号を追加**する記述を行った。

【建設業法上違反となる行為事例】

○ **下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合**

※その他の改正内容（法第20条第1項（建設工事の見積り）改正関係）

今般の改正において、第20条第1項（建設工事の見積り）が「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに**工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。」と改正された。

これを踏まえ、元請負人は、下請契約の締結に際して、下請負人から交付された見積書において、**工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積内容を考慮することの記述**を行った。

○改訂の概要

3. 工期

(1) 著しく短い工期の禁止 (改正法第19条の5) (新設)

【改正法第19条の5】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止することとしたもの。

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、下請契約の注文者である元請負人に許可をした許可行政庁(※)は、当該元請負人に勧告を行うこととしている。

(※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」(国不建第176号、令和2年9月30日)参照)

【改訂内容】

28・29頁参照

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ① 元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ② 下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③ 工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量を追加したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請契約の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

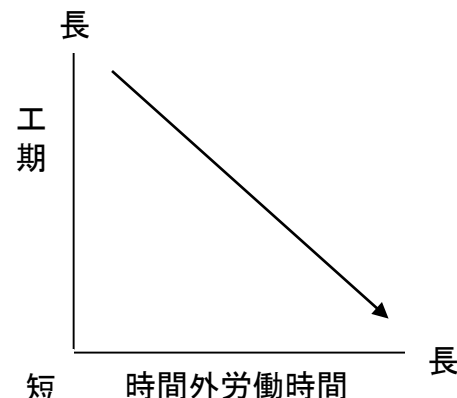
著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）①

- 改正建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

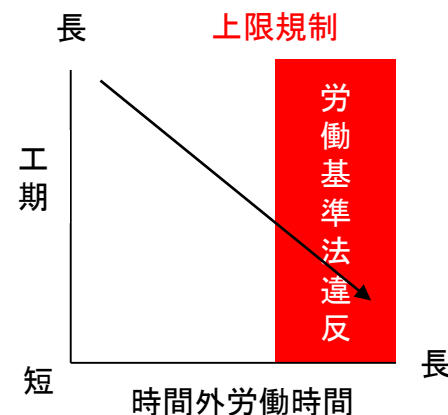
短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】



【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（**建設業就業者の長時間労働の是正**）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）②

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
 - 締結された請負契約の内容
 - 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
 - 過去の同種類似工事の実績
 - 受注者が発注者に提出した見積もりの内容
 - 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
 - 当該工期に関する発注者の考え方
 - 賃金台帳
- 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、**受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。**
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなること**によって、**受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。**
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合**、それによって、**受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。**

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。**

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用される。**
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条又は民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

○改訂の概要

9. 下請代金の支払

(2) 下請代金の支払手段（改正法第24条の3第2項）（新設）

【改正法第24条の3第2項】

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

【法改正の背景】

下請代金のうち労務費については、建設工事に従事する者の賃金や社会保険料に充てられるものであり、現金ではなく手形で支払われた場合には、下請負人は賃金支払いのため金融機関等から現金を別途調達する必要性が生じ、借入れコストを下請負人が自ら負担せざるを得なくなることから、下請保護の強化を図ることとしたもの。

【改訂内容】

これまでも、平成28年12月に、政府として、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理し、下請取引の適正化に努めるよう産業界に要請されたことを踏まえ、平成29年3月に本ガイドラインを改訂し、「12-4 支払手段について」の項目を新設し、「下請代金のできる限りの現金払い」について記述してきたところ。

今般、改正法第24条の3第2項が規定されたことを踏まえ、新たに「**下請代金の支払手段**」に関する項目を設け、改めて、**下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払いの必要性**について記述した。

また、引き続き、上記の平成28年12月の要請を踏まえ、下請代金を手形で支払う場合の手形サイトや現金化に係る割引料等のコスト負担に関する配慮について記述した。

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ① **下請代金の支払を全額手形払いで行う場合**
- ② **労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合**

○改訂の概要

11. 不利益取扱いの禁止（改正法第24条の5）（新設）**【改正法第24条の5】**

元請負人は、当該元請負人について第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3第1項（下請代金の支払）、第24条の4（検査又は引渡し）又は第24条の6第3項若しくは第4項（特定建設業者の下請代金の支払期日等）の規定に違反する行為があるとして**下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）**、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない」

【法改正の背景】

国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているが、元請負人からの報復を危惧して匿名希望で相談が寄せられるケースが少なからず見受けられるため、**建設業法上の元請負人の一定の義務違反行為について、下請負人が安心して国土交通大臣等に対して通報・相談し、必要に応じて元請負人に対する是正措置が図られるような環境整備を図ったもの。**

【改訂内容】

改正法第24条の5を踏まえ、新たに「11. 不利益取扱いの禁止（第24条の5）」の項目を設け、**当該規定に関する行為事例及び解説を記述した。**

【建設業法上違反となる行為事例】

- ① **下請負人が、元請負人との下請契約の締結後に、不当に使用資材等の購入を強制されたことを監督行政庁に通報したため、下請代金支払の際、元請負人が一方的に請負代金を減額した場合**
- ② **下請負人が、下請代金の支払いに際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたとし、監督行政庁に通報したため、元請負人が今後の取引を停止した場合**

○建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R3.7)について

○背景

下請代金の支払に際して、なお多くの企業により手形等による支払いが行われており、そのサイトが十分には短縮されていないなどの現状を踏まえ、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日、中小企業庁長官、公正取引委員会事務総長)の改正通知が発出されたことを踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」の「下請代金の支払手段」について改訂するもの。

○改訂の概要

9-2. 下請代金の支払手段(法第24条の3第2項)

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した、「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。)において、次のとおり下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人はこの点についても留意しなければならない。

<参考>○「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。)

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の割引料等のコストを示すこと。※
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とする。
- 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

※ 割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料等の実績を聞くなどにより把握する方法が考えられる。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、「成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)において、約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進することとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意しなければならない。

規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
・働き方の自己診断チェックリストの活用
・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等
- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間に応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等
- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

今後の検討課題や注意事項 等

○インボイス制度の周知徹底

- ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

○建設雇用改善計画(第十次)との連携

○建設キャリアアップシステムの活用についての検討

- ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業主に対する各種サービスの検討
- ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

対策の実施について

1. 令和3年度中にリーフレットの改訂・発行

⇒本検討会を踏まえ以下の事項について記載したリーフレットの発行

- ・ 適正一人親方の目安
- ・ 適正でないと考えられる一人親方について
- ・ 働き方の自己診断チェックリスト
- ・ 労働者と一人親方の違い
- ・ フリーランスのガイドライン
- ・ インボイス制度
- ・ 一人で請け負うことが可能な職種や現場の例
- ・ 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケース

今後の検討課題について

1. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂」に向けた調整

⇒本検討会の取りまとめ内容を踏まえた改訂を行うため、引き続き内容の調整。

2. 「適正一人親方の目安」について

⇒各職種ごと等の実態等を踏まえつつ、現場での運用方法等も含め引き続き検討。

3. 建設業団体における技能者の相談窓口の設置

⇒建設現場の実態をよく知る建設業団体での相談受付について、技能者にとって相談しやすい環境の整備を図るため、各建設業団体と調整。

4. 建設キャリアアップシステムの活用について

5. 建設雇用改善計画（第十次）との連携

3. その他

建設業に関する各種相談窓口

国土交通省では以下の各種相談窓口等を設けております

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索



建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内

建設業取引適正化センター

トラブルを解消して、健全な取引をしよう！

建設業取引適正化センター

検索

センター 東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター 大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料



【受付時間】 9:30～17:00 (土日、祝日及び12/29～1/3を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決に向けての方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

駆け込みホットライン

建設業法違反通報窓口

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

その他の建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用下さい

各許可行政庁の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は
国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

検索

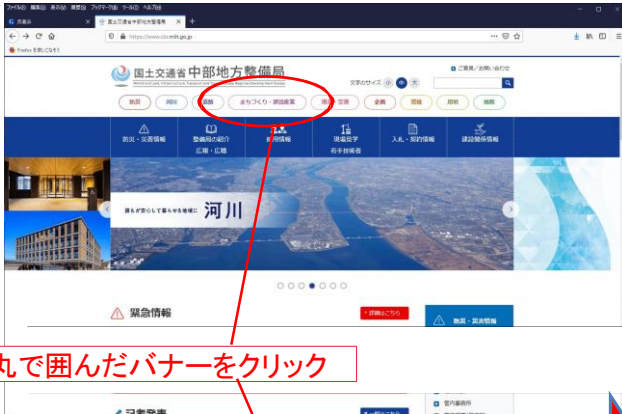
元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン

検索

- 下請負人が、元請負人から不当な資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留など、建設業法に違反するおそれがある行為を受けたとして監督行政庁に通報したことを理由に今後の取引を停止するなど、不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

中部地方整備局HPの紹介①

①中部地方整備局 トップページ



赤丸で囲んだバナーをクリック



②建設産業課 トップページ

整備局トップ > 建設部トップ

建設業 不動産業

建設部TOP まちづくり 歴史まちづくり 住まいづくり 建設業 不動産業 国営木曽三川公園 パンフレット 事例紹介

重要なお知らせ

- 新型コロナウイルス感染症対策 (国土交通省HP)
- 建設分野における新たな外国人材の受入れ (存留資格「特定技能」) (国土交通省HP)
 - 令和2年4月1日より、建設特定技能受入計画のオンライン申請の受付を開始しました。詳細は本省HPをご覧ください。
- **令和2年10月1日改正建設業法が施行されます**
- 令和3年3月31日に解体工事の技術者要件に関する経過措置が終了します

【重要】

令和2年4月1日以後に建設業許可、経営事項審査、建設業許可証明書の申請を予定している方へ

建設産業課の業務

許可・登録等

- 建設業 (建設業係)
- 経営事項審査 (建設業係)
- 測量業 (測量業係)
- 建設コンサルタント (測量業係)
- 地質調査業 (測量業係)
- 中小企業守協同組合・協業組合 (資力確保係)
- 宅地建物取引業 (不動産業係)
- マンション管理業 (不動産業係)
- 不動産鑑定業 (鑑定評価係)
- 特定住宅担保担保責任の履行の確保等に関する法律 (資力確保係)
- 賃貸住宅管理業 (賃貸住宅管理業係)
- 住宅宿泊管理業
- 経営力向上計画 (建設業・不動産業)

法規改正【建設業】

- 建設業の社会保険加入対策
- 建設キャリアアップシステム (CCUS)

経営支援等情報【建設業】

- 資力確保対策

法令遵守【建設業】

- 建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて (令和2年10月改訂)
- 建設企業のための適正取引ハンドブック (国土交通省HP)
- みんなで守る！建設業の適正取引～建設企業のための適正取引ハンドブック (第2版) の紹介～ (国土交通省YouTubeチャンネル)
- 建設業法令遵守ガイドライン (国土交通省HP)
- 新たな建設業取引のルールがスタートします！～建設業法令遵守ガイドラインの改訂について～ (国土交通省YouTubeチャンネル)
- 建設工事紛争審査会
- 「建設工事紛争審査会」詳細はこちら (国土交通省HP)
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの策定について (国土交通省HP)
- 消費税転嫁対策相談窓口の設置について (国土交通省HP)
- 監理技術者制度運用マニュアル
- 工期に関する基準 (国土交通省HP)
- 建設業法令遵守推進本部の活動について～令和2年度活動結果と令和3年度活動方針～

<ご覧いただける内容(抜粋)>

◆改正建設業法HP

改正建設業法に関連する各種資料などをご覧いただけます。

◆建設業の社会保険加入対策

社会保険加入対策の取り組みや関連するパンフレット、解説資料などをご覧いただけます。

◆建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて

現場の技術者や施工体制台帳の作成等を中心にわかりやすく解説したパンフレットです。

◆建設業法令遵守ガイドライン

元下間で、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示し、公正かつ透明な取引の実現を目的としています。

※他にも様々な関連情報を掲載しています。

○国土交通省 中部地方整備局 建設産業情報HPアドレス
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html>



中部地方整備局HPの紹介②

改正建設業法HP

[整備局トップ](#) > [建政部トップ](#) > [建設業 不動産業](#)
改正建設業法

[建政部TOP](#) | [まちづくり](#) | [歴史まちづくり](#) | [住まいづくり](#) | [建設業 不動産業](#) | [国営木曽三川公園](#) | [パンフレット](#) | [事例紹介](#)

令和2年10月1日
改正建設業法が施行されました

// お知らせ

改正建設業法が令和2年10月1日に施行されました。建設業者の方々には、大きく関係する事項ですので、正確な理解と一層の法令遵守をお願いいたします。

2020.10.19 [建設業に基づく適正な施工の確保に向けて（令和2年10月改訂）](#)

2020.10.01 [改正建設業法説明会資料](#)

2020.10.01 [建設業許可の手引き（令和2年10月更新）](#)

2020.09.04 [建設業法施行規則等の公布](#)

国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課
〒460-8514
名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号 名古屋合同庁舎第2号館
電話番号：052-953-8572 FAX番号：052-953-8606



改正建設業法 特設HP

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents10.html>

<ご覧いただける内容(抜粋)>

◆適正な施工の確保に向けて
適正な施工体制について、一問一答
形式で紹介しています

◆新・担い手三法について
建設業法、入契法、品確法の一体的
改正について資料を掲載しています

◆建設業許可の手引き
改正建設業法に対応した手引きを掲
載しています

◆建設業法施行規則
国土交通書HPにて、概要・法律・省令等を
掲載しています。

- 取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点などを掲載した「建設企業のための適正取引ハンドブック」をHPに掲載しています。
- このハンドブックの説明動画をYouTube「MLIT channel」で配信しています。



建設企業のための適正取引ハンドブック ダウンロード
<https://www.mlit.go.jp/common/001364815.pdf>



説明動画 YouTube 「MLIT channel」
<https://www.youtube.com/user/mlitchannel>

